

新座市立新座小学校 避難所施設利用計画

令和4年8月

新座市
新座市教育委員会

目次

1	計画の目的	1
2	計画の共有	1
3	災害リスクと避難場所開設	2
4	開設時の安全確認	3
5	設備概要	4
6	一般避難者の避難スペース	6
7	配慮が必要な避難者の避難スペース等	7
8	ペット避難スペース	8
9	駐車スペース	8
●	敷地内・校舎図面	9

1 計画の目的

本計画は、災害時に校舎や屋内運動場（体育館）等をどのように利用するかを定めることで、円滑な避難所（避難場所）運営及び教育活動の早期再開を目的とする。

2 計画の共有

新座市教育委員会、新座市その他、実際に避難者として利用する地域住民（自主防災会）についても、事前に共有するとともに、意見を反映させることが望ましい。新座市は、学校が同意する範囲において、地域の自主防災会と共有を図る。

また、計画を修正する場合、新座市は、自主防災会の意見を反映させるよう努めることとする。

3 災害リスクと避難場所開設

本施設の主な災害リスクは、市全域が対象となる地震や柳瀬川の氾濫である。本施設は柳瀬川流域の洪水浸水想定区域であり、柳瀬川が切迫するおそれがある場合、避難場所としての開設は行わず、「新座市立新座小学校における洪水時の避難確保計画」に基づき行動する。

	避難場所開設の要件
地震	市域で震度 6 弱の地震が発生した場合、原則、開設する。 震度 6 弱未満の地震の場合、新座市の指示に基づく。
洪水	開設しない。 ただし、近隣住民が高い場所への緊急避難として来校した場合、可能な限り上階へ受け入れる。
土砂災害	開設しない。

● 夜間・休日の施設開錠手順

	屋内運動場	校舎
地震	緊急初動職員（新座市職員）、自主防災会員又は学校職員のうち最も早く到着した者が開錠する。	原則として学校管理職（校長又は教頭）が開錠する。
風水害	開設しない。	開設しない。

地震発生時は、新座市立小・中学校防災マニュアルに基づき参集する。

4 開設時の安全確認

地震に伴う避難場所開設を行う場合、避難場所を開設する職員（新座市職員）が行う安全確認内容は以下のとおり。学校職員は、必要に応じて、これを補助する。

安全が確保できない建物には立入禁止とし、避難場所としての活用が困難な場合、他の避難場所（避難所）へ誘導する。

なお、判断がつかない場合、新座市災害対策本部へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

□避難施設被害状況チェックシート

【避難所名】 _____

【点検実施者名】 _____

【点検実施日時】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

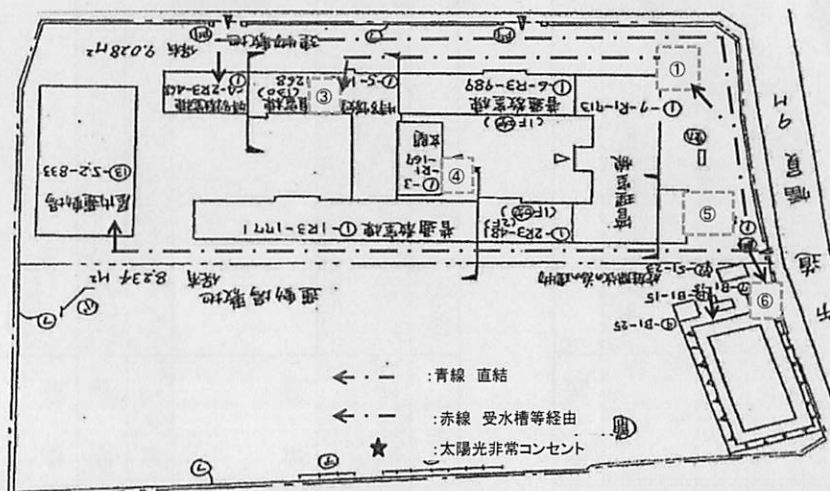
【避難所となる建物周辺及び建物全体】

点検内容	判定	備考
隣接している建物が傾き、避難所となる建物に倒れ込む危険がある。	有・無	
建物周辺に地割れ、液状化、地盤沈下等の発生がある。	有・無	
建物の周辺で火災が発生しており、建物への延焼の恐れがある。	有・無	
建物の崩れや傾き、外壁の落下（亀裂）がある。	有・無	
窓ガラスが割れている。	有・無	

【避難所となる建物内部】

点検内容	判定	備考
天井が落下又は余震により落下の可能性がある。	有・無	
照明器具、つり下げ式バスケットゴール、窓ガラス等が落下又は余震により落下の可能性ある。	有・無	
床面に陥没、破損がある。	有・無	
壁に大きな破損やひび割れがある。	有・無	
屋内の備品が転倒又は余震により転倒の恐れがある。	有・無	

新座市立新座小学校



※上記配管ルートは埋設位置を示すものではない。

	①受水槽	②増圧ポンプ	③高架水槽	④雨水くん	⑤キュービクル	⑥外トイレ	⑦太陽光	⑧プール	⑨浄化槽
設置場所	職員室横	—	屋上	昇降口横	職員室横	プール横	—	正門横	—
能力容量等	20m ³ 非常用水栓1か所あり	—	5m ³	2002	—	手洗1 小便器1 洋便器1	—	—	—

水回りの利用	校舎 (校舎内全トイレ含む)	給食室	体育館	プール	外トイレ
給水方式	高架水槽	直結	直結	直結	直結
災害時の 水栓・トイレ 使用可否	停電+給水本管停止 高架水槽の溜まり分のみ使用可能 停電のみ 高架水槽の溜まり分のみ使用可能 給水本管停止のみ 高架水槽の溜まり分のみ使用可能	使用付加 使用可 使用不可	使用不可 使用可 使用不可	使用不可 使用可 使用不可	使用不可 使用可 使用不可

※使用可となっている場所について、敷地内・建物内の配管が破損していない場合が条件となります。

※給水方式	新座小
①本管→受水槽→ポンプ→高架水槽→自然流下→各水栓	○
②本管→受水槽→ポンプ→各水栓	—
③本管→ポンプ→高架水槽→自然流下→各水栓	—
④本管→高架水槽→自然流下→各水栓	—
⑤本管→各水栓(直結方式)	○

※ 直結とは、受水槽や増圧ポンプを経由せず、本管からの水圧のみで直接供給する仕組み。本管に支障が無い場合停電時でも使用可能。
 ※ 高架水槽に溜まっている水は、使用可能だが、校舎の配管が損傷した場合は、あてに出来ない。
 ※ 受水槽に緊急遮断弁が設置してある場合、緊急遮断弁は、揺れを感じし受水槽から校舎への水の供給を停止させる。
 校舎内の配管に異常がある場合、管からの水漏れを止めるため。(ただし、高架水槽がある場合は、高架水槽分の水が漏れ続けるため、校内のバルブを閉める必要がある。
 校舎内給水管、電気、本管が正常な場合は、緊急遮断弁をリセットしないと水が使用できない。(緊急遮断弁は、ある学校ない学校がある)

郵便・住所	352-0006 新座3-4-1	ガス方式	都ガス	東京ガスライフバル
TEL1	478-2760 (職員室停電時使用不能)	学校エアコン方式		03-5393-1126
TEL2	478-2663 校長室用(停電時通話可能)			GHP(都ガス) 主に普通・特別教室
内線番号	630			EHP 昔に設置したもの

① 受水槽



④



⑤



⑥



● ライフライン確認

地震に伴う避難場所開設を行う場合、避難場所を開設する職員（新座市職員）が行うライフライン確認内容は以下のとおり。学校職員は、必要に応じて、これを補助する。

□ ライフライン確認シート

【避難所名】 _____

【点検実施者名】 _____

【点検実施日時】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

（確認事項）

区 分	点 検 内 容	判 定	備 考
電気	体育館内の停電	有・無	
上水道	上水道の異常 （水道管直結の水道（避難所開設ボックス内資料参照）を確認し、放水されれば異常無し）	有・無	
下水道	下水道の異常 （下図の確認を行った上、トイレの水を流し、問題なければ異常無し）	有・無	
ガス	ガスの異常（施設管理者等参集後、校舎内にて確認）	有・無	

□ 目視、音、臭気による排水管の破損状況の簡易確認

目視



便器の下部やトイレの配管
から水が漏れているか

音



床下や天井裏から
水が垂れる音がするか

臭気



汚水の臭いがするか

※上水道に異常があった場合は、体育館内及び校舎内の水道を使用禁止とする。特に、校舎内の水道については、高架水槽の水は利用できるが、飲料水等に活用するため、制限を徹底する。

※下水道に異常があった場合は、トイレの使用を禁止し、薬剤トイレの使用を徹底すること。

※電気が使用できない場合は、避難所開設ボックス付近に収容してある発電機及びLEDパイプライトを使用する。

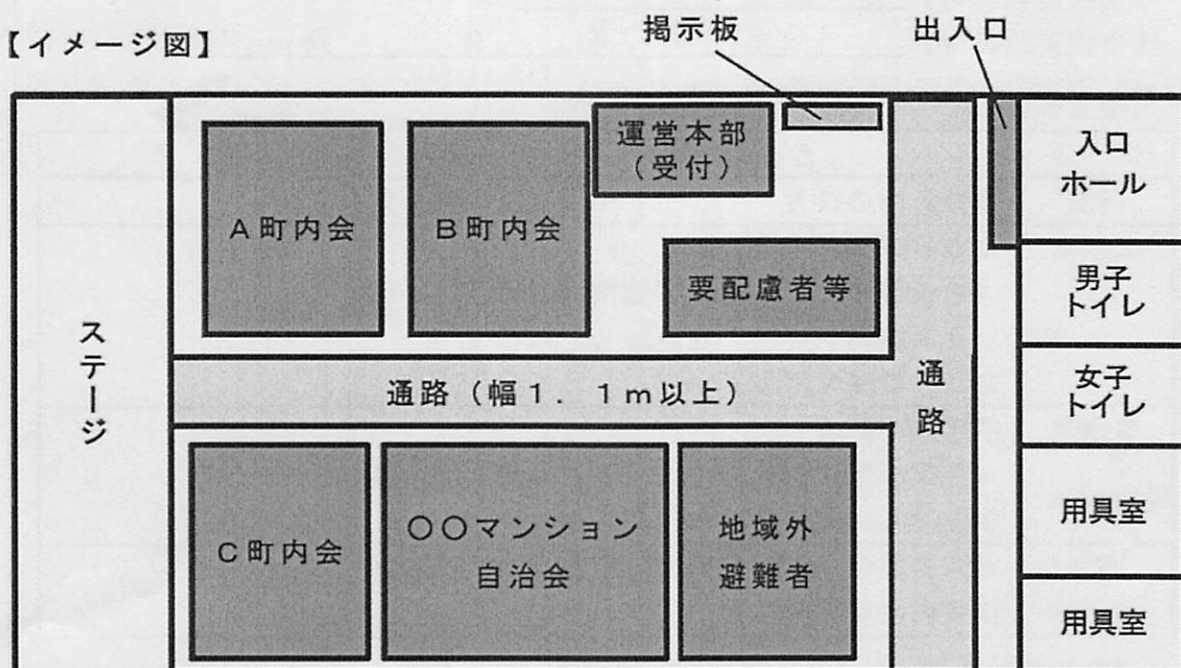
6 一般避難者の避難スペース

一般避難者の避難スペースは、屋内運動場（体育館）とする。

ただし、避難スペースが不足する場合、運営組織（避難者）、学校、新座市で協議し、「7 配慮が必要な避難者の避難スペース等」の空き部屋を活用する。それが困難な場合、他の避難場所（避難所）へ誘導する。

● 屋内運動場（体育館）の標準レイアウト

【イメージ図】



7 配慮が必要な避難者の避難スペース等

新座市地域防災計画では、災害時に一般避難者との共同生活が困難な要配慮者を収容するために、避難所敷地内に個室として、福祉避難スペースを確保することとしている。

なお、酸素・吸引・透析等、重度の治療を要する避難者は病院へ搬送する。

福祉避難スペースでの対応が困難な、重度の配慮が必要な避難者は福祉避難所へ誘導する。

● 長期間の避難生活で想定される福祉避難スペース（例）

1	感染症患者向け
2	負傷者救護室
3	食事・排泄・移動の一部に介助が必要な方向け
4	妊産婦向け（兼授乳室）
5	3歳以下幼児とその保護者向け
6	女性更衣室（兼物干場）
7	男性更衣室（兼物干場）
8	運営組織会議室
9	応援自治体職員等休憩室
10	物資保管場所（兼配布場所）

この他、避難者が多く、屋内運動場（体育館）のスペースが不足する場合についても、校舎対応を検討することとする。

● 事前想定

本計画では、福祉避難スペース等として、最低2か所以上の個室を事前想定する。

開放する順番	個室名	個室の場所
1	たけのこ3組	A棟1階
2	家庭科室	B棟1階
3		
4		
5		

事前想定箇所を開放する際や、更なる福祉避難スペースが必要な場合、運営組織（避難者）、学校、新座市で協議し、活用するスペースを決定する。管理面を考慮し、避難所運営を行う市に対し、事前に校舎の鍵を貸与するのではなく、校舎の開放は学校職員の参集をもって行う。

8 ペット避難スペース

動物が苦手だったり、アレルギーの避難者も想定されるため、屋内運動場内での飼育は禁止する。

原則、以下の場所で飼育する。

体育館正面玄関前のタイヤスペース

飼育者は衛生面に責任をもって対応し、退去時には原状回復することを前提に使用できることとする。

なお、盲導犬、介助犬等については、福祉避難スペースとして、個室の対応が必要であるため、都度、運営組織（避難者）、学校、新座市で協議し、開設スペースを決定する。

9 駐車スペース

徒歩による避難を原則とするが、徒歩による移動が困難な方に限り、例外的に車両による避難を可とする。

駐車する場所は次ページのとおりとする。

新座小学校

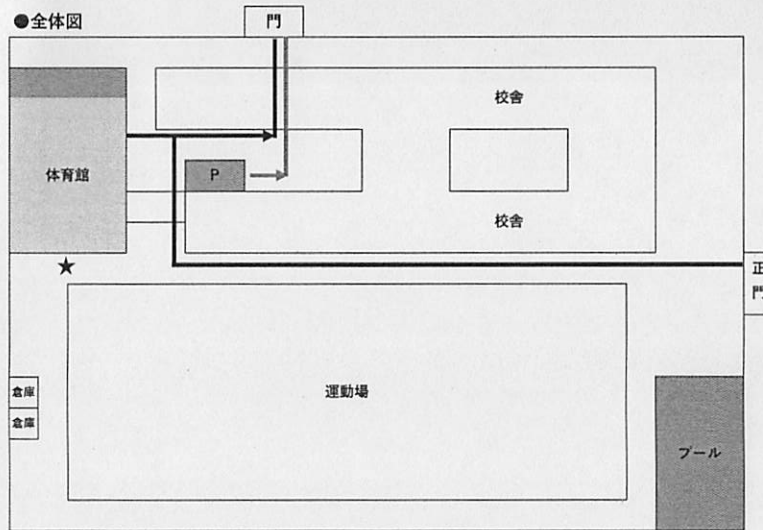
敷地内・校舎図面

居住スペース	利用可能	避難者用駐車スペース	立入禁止	その他利用
--------	------	------------	------	-------

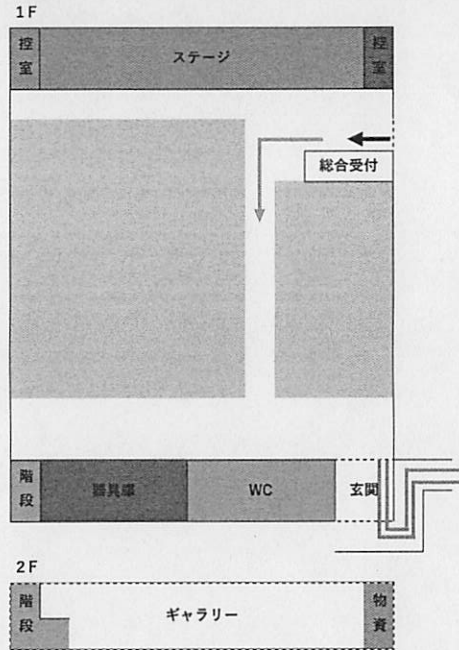
避難者動線



●全体図



●体育館



●開設可能な個室

①	1F	たけのこ3組	発熱者等（要配慮者）	
②	1F	家庭科室	発熱者等	大机有り（固定式）※要専用鍵
③				
④				
⑤				

●避難者用駐車スペース

①	器具庫（体育館側）	3	台
②			台
③			台

●その他利用

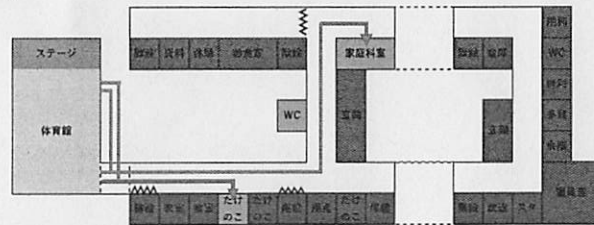
①	体育館ステージ	女性用更衣室、おむつ交換、授乳スペース
②	体育館ギャラリー	物資保管場所
③	プール	仮設トイレ等の排水に使用
④	体育館2F-2階、2F-3階	パーテーション102セット
⑤		

●ペット避難スペース

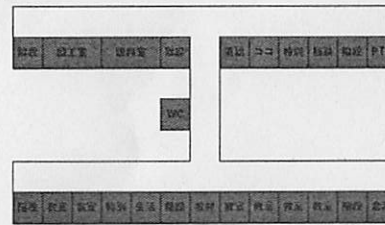
★	体育館正面玄関前のタイヤスペース
---	------------------

●校舎

1 F



2 F



2 F

